令和4年度第8回 下関市農業委員会総会議事録

日　時　　令和4年11月15日(火)
　　　　　午前9時30分 ～ 午前10時28分
場　所　　川棚公民館 2階 講堂

会議構成員及び現在総数

会議構成員　18 名
現在数　17 名
出席総数　17 名
欠席総数　0 名

議番	氏　名	出欠
1	阪田　実	出席
2	新久保　克己	出席
3	欠　番	―
4	藤野　俊孝	出席
5	田﨑　育子	出席
6	岡本　住子	出席
7	下田　敏純	出席
8	加藤　ソメ	出席
9	石田　安男	出席
10	田上　光義	出席
11	河本　隆一	出席
12	坂田　謙祐	出席
13	伊田　喜弘	出席
14	山田　正信	出席
15	藤本　康洋	出席
16	金田　豊和	出席
17	岩本　憲慈	出席
18	有田　孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 4 名

傍聴人 0 名

令和４年度第８回総会

（開始時刻９時３０分）

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数１７名のうち、本日出席の委員は１７名、欠席委員はございません。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第６条及び第７条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和４年度第８回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第１９条第３項の規定に基づきまして私のほか２名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号１５番　藤本康洋委員と、議席番号１６番　金田豊和委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第１「議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

それではご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書１ページをお開きください。

１番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田２筆、合計面積は、５，８５８㎡、位置図は３、４ページ、公図は、５、

６ページをご覧ください。
申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約１．９ｋｍに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営基盤の安定を図るものでございます。申請地は、譲受人の[redacted]に位置しており、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。
贈与による所有権の移転となっております。
１ページに戻りまして、２番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑１筆、面積は、７９１㎡、位置図は７、８ページ、公図は、９ページをご覧ください。
申請地は、ＪＲ山陰本線梶栗郷台地駅から、東へ、約１．２ｋｍに位置している農業振興地域内白地の農地でございます。申請理由は、申請地は、譲受人[redacted]自己所有農地に隣接していることから、譲受人が要望し、高齢で耕作が困難な譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人[redacted]、譲受後は、キャベツや白菜等の野菜を栽培する予定でございます。
売買による所有権の移転となっております。
総会議案書２ページをお開きください。３番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田４筆、合計面積は、９，５９９㎡、位置図は１０、１１ページ、公図は、１２、１３ページをご覧ください。
申請地は、下関市役所内日支所から北へ約５６０ｍに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。申請理由は、管理が出来ない各譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の[redacted]に位置しており、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。
贈与による所有権の移転となっております。
２ページに戻りまして、４番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑２筆、山林１筆、現況地目は、全て畑で、合計面積は、２，８７０㎡、位置図は１４、１５ページ、公図は、１６ページをご覧ください。
申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から、北西へ、約２ｋｍに位置している３筆全てが、農業振興地域内の農用地でございます。申請理由は、相続したが、耕作が出来ない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の[redacted]に位置しており、譲受後は、みかんや梨等の果樹を栽培する予定でございます。
贈与による所有権の移転となっております。

２ページに戻りまして、５番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑１筆、面積は、１，８２２㎡、位置図は１７、１８ページ、公図は、１９ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から、南東へ、約８４０ｍに位置している農業振興地域内の農用地でございます。申請理由は、高齢で耕作が困難な譲渡人の要望に前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の[redacted]に位置しており、譲受後は、里芋やキャベツ等の野菜を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、１番の案件につきまして、議席番号９番　石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席９番の石田です。１番の案件について補足説明をいたします。１１月７日に農業委員２名、事務局職員２名で現地を確認いたしました。

譲渡人は、老齢のため耕作が困難となり農業後継者がいないことから、無償で譲り渡すことにし、現在、利用権の設定により耕作している譲受人に譲渡しの申し出をしたもので、譲受人は、経営基盤を安定させるため、これに応じたものです。譲受人は、耕起から収穫までの一連の作業を夫婦で行い、農機具もすべて所有していることから問題ないと思います。

申請地は[redacted]、ほ場整備もされ作業がしやすい状態です。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、２番の案件につきまして、議席番号５番　田﨑育子委員、報告を

お願いいたします。

田﨑育子委員

議席番号５番の田﨑です。１１月８日に農業委員２名、事務局２名で現地確認にまいりました。

申請地は、下関北運動公園と新下関の商業団地の中間で、宅地造成が行われたところに隣接して耕作されていない農地でした。譲受人は現在休耕地となっている申請地が[redacted]にあることから譲渡人に申し出たもので、譲渡人は高齢にともない耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じたものです。譲受人は申請地に[redacted]農地を所有しており、兼業農家ですが、営農をおこないJAの野菜直売所に出荷されるということです。農機具も揃っており問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いします。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、３番の案件につきまして、議席番号７番　下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

７番の下田です。１１月７日農業委員２名、事務局２名で現地確認をしました。

譲渡人は、遠隔地に住んでおり管理ができないため、譲受人が要望に応じたものです。地図の梅本の[redacted]番、[redacted]番[redacted]は利用権を結んで既に耕作しており、引き続き耕作をします。梅本の[redacted]番[redacted]、[redacted]番[redacted]は、若干草が繁茂していますが、日当たりもよく、ほ場の形状が良いため、復元し、耕作できると思います。

ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、４番の案件につきまして、議席番号１８番　有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

１８番の有田です。４番の案件について、補足説明をいたします。１１月４日、

農業委員２名と事務局職員１名で現地を確認いたしました。
申請地及びその周辺は樹園地で、譲渡人は高齢のため耕作ができないことから、経営の安定を図るため譲渡人の申し出に譲受人が応じたものです。譲受人は、親から受け継ぎ長年の経験もあり、何ら問題はないと判断しました。
ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山田会長）
続きまして、５番の案件につきまして、議席番号２番　新久保克己委員、報告をお願いいいたします。

新久保克己委員
２番の新久保です。５番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。１１月７日に、農業委員２名と事務局職員２名で現地確認を行いました。
確認時、申請地は、野菜が植えられておりまして、良く管理されていました。申請内容は、譲渡人が高齢で耕作が困難なため、従来から利用権を設定して耕作していた譲受人に譲渡するものです。　譲受人は、営農に必要な農機具を保有しており、今後は自作地として営農活動拡大するものです。問題はないと思います。
ご審議の程よろしくお願いします。

議長（山田会長）
それでは、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。
質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
それでは、「議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）
次に日程第２「議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可について」をお諮りします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

　それでは、ご説明いたします。

　総会議案書、２０ページをお開きください。

　１番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑１筆、面積は、１０８㎡、位置図は２２、２３ページ、公図は、２４ページ、土地利用計画図は２５ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から北西へ、約１．３ｋｍに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第１種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

　転用目的は、農家住宅の敷地拡張でございます。申請理由につきましては、自宅への進入路の整備及び納屋建築を目的に農家住宅の敷地拡張を計画した譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。一体利用地の宅地１筆は、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物用途廃止部分のみで、担当課の受付印が押印されている、法定外公共物用途廃止申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

　土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内は、舗装し、擁壁を設置する計画となっております。既存住宅からの汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流され、納屋からのし尿は、くみ取り式で、雨水は、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

　なお、本案件は、追認案件で、詳細な時期は不明でございますが、申請地は、既に住宅敷地の一部として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

　本件は、第１種農地ではございますが、住宅敷地の拡張に係る部分の面積が既存敷地の２分の１を超えていないことから、農地法施行規則第３５条第５号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

　２０ページに戻りまして、２番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位図は２６、２７ページ、公図は２８ページで、土地利用計画図は２９ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から、東へ約４９０ｍに位置している、「第２種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、既に、譲受人は、小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。申請理由につきましては、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、申請地周辺に高い建物の建築も想定されておらず、申請地が日射量や価格等の理由により、適地であるとの判断によりこの度の計画に至ったもので、高齢となり耕作及び維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、権利移動の区分は、売買による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画、また、過去に許可された案件と比較しても、転用面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の西側に隣接した農地がございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されます。また、申請地の西側の農地への進入路は、北側の赤線を利用する旨が、申請書に記載されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、２１ページをお開きください。

３番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑１筆、面積は、５０㎡、位置図は３０、３１ページ、公図は、３２ページ、土地利用計画図は３３ページをご覧ください。申請地は、ＪＲ山陰本線梶栗郷台地駅から東へ、約１．２ｋｍに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第２種農地」となります。

転用目的は、住宅の敷地拡張でございます。申請理由につきましては、既存敷地内に物置を設置したことにより、住宅敷地が手狭となり、賃貸借物件の維持管理に支障が出ていることから、この度の計画に至ったもので、県外に居住しており維持管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。一体利用地の２筆は、譲受人の所有地で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地には、隣接した農地が一部ございますが、コンクリートブロック塀を新設する計画で、汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に、雨水は、公共用道路から、南側の隣接地を通って、道路側溝に流入されますが、住宅への進入路にあたる２筆は、譲受人が持分を所有しており、残りの１筆は、番号４番の申請地でございますので、周辺農地の営農には支障ないと判

断しました。
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。
２１ページに戻りまして、４番、説明の前に議案書の訂正がございます。議案書作成後に、申請者から隅切り部分の面積の記載に誤りがあったとの報告を受けたものでございます。土地利用計画図に記載されております、隅切り部分の面積を、１５．１３㎡と記載しておりましたが、正しくは、１０．８５㎡でございます。本日、お配りしております、総会議案書の訂正にてご確認願います。
それでは、ご説明いたします。
申請地は、３番の住宅から南側に位置している「第２種農地」で、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑１筆、面積は、１３７㎡、位置図は３０、３４ページ、公図は、３５ページ、土地利用計画図は３６ページをご覧ください。
転用目的は、住宅への進入路及び庭園の整備ございます。申請理由につきましては、賃貸経営を行っている譲受人が、住宅の付加価値を高める目的に、進入路の拡張及び庭園を整備するもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。一体利用地の２筆は、譲受人が持分を所有しており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。
申請地には、隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、公共用道路から、道路側溝に流入されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。
以上でございます。

議長（山田会長）
事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員からの現地調査の結果の報告をお願いいたします。
それでは、１番、３番及び４番の案件につきまして、議席番号５番　田﨑育子委員、報告をお願いいたします。

田﨑育子委員

５番の田﨑です。１１月８日に農業委員２名、事務局職員２名で現地確認に参りました。

申請地は、新下関の長安線から 50m位入ったところにある集落の中にありました。現地は既に整備され、事務局の説明のとおり、納屋も設置されていたところです。今回追認許可申請がなされたもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものです。譲受人からは、転用時期は不明ですが前の所有者である父が敷地拡張をおこない、農地法の許可を受けないまま宅地として利用していることの始末書が出されておりました。赤線もあることから法定外公共物の用途廃止も申請されております。致し方ないと思いました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

３番の案件について申し上げます。１１月８日に農業委員２名、事務局職員２名で現地確認に参りました。

新下関の近くにあり、周辺は宅地造成がされている２種農地の調整区域です。譲受人の所有地の隣にある申請地は耕作されていない休耕地でした。事務局の説明にありましたとおり、申請地の隣に賃貸住宅を所有しており、賃貸人より敷地が手狭になったとの連絡を受け、このままでは維持管理に支障が出ると判断し、申請地の取得を計画したものです。譲渡人は、県外におり管理も困難なことから譲受人の要望に応じたものです。隣接する農地には支障がないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

４番の案件についてご説明いたします。これは、３番の案件と同じ場所にあり、譲受人も譲渡人も同じ方でした。調整区域の２種農地です。譲受人の賃貸住宅への進入路拡張をすべく土地の購入を譲渡人に打診したところ、現在耕作しておらず県外に居住し管理も困難なことから譲受人の要望に応じたものです。転用の目的は、進入路と庭園の整備となっております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、２番の案件につきまして、議席番号１６番　金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

議席番号１６番の金田です。１１月７日、農業委員２名、事務局職員１名で現地確認を行いました。

事務局の説明にもありましたように、当案件は、非フィットによる太陽光発電設備の設置許可申請であります。周囲を住宅に囲まれた農地２筆のうちの１筆

で、所有者は同一人であります。設備設置に伴う造成工事は行われないことにより土地の流出及び汚水の発生はなく、雨水は道路側溝に放流されます。残りの農地への進入路は北側に赤線があり、周辺農地の営農には支障がないと思われます。
ただ、土地利用計画における建ぺい率に疑義を持ちましたので、事務局に照会し、過去の許可案件に係る説明を受けまして、事務局の説明のとおり、転用面積は適当であると判断しています。
他に適当な土地はなく、やむをえないと思います。
ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山田会長）
事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
それでは、「議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。
よって、本議案については原案のとおり「許可」することと決しました。
なお、議案第２号 1 番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）
金田委員

金田豊和委員
議席番号１６番の金田です。今回の議案に係りまして要望事項がありまして発言させていただきます。議案２号２番の太陽光発電設備設置の転用に係る現地調査の際に、土地利用計画における建ぺい率に疑問を持ちまして、先ほどご説明いたしましたとおり、事務局に照会し、過去の許可案件に係る説明を受け判断させていただいたところです。
建ぺい率に係る基準値については国・県から何も示されていないということですので、今後も同様の申請が行われることが予測されることから、市農業委員会としてのガイドラインの作成を要望させていただきます。
転用農地ごとに、畦畔、法面面積など条件は異なるとは思いますが、設置可能

な部分に対する建ぺい率などのガイドラインを定めて、事務局の申請受付及び委員の現地確認の時の判断基準を統一し、適正な運用を図る必要があると思いますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

議長（山田会長）

それでは、ただいま金田委員から要望がありましたが、事務局の意見をお願いします。

事務局（岡部事務局次長）

事務局の岡部です。ただいま金田委員から要望のあった件は事務局としては、委員の皆さんがそういったガイドラインがあったほうが良いということであれば検討を進めていきたいと思います。

それから、事務局からの提案ですが、検討して行くということであれば、太陽光のガイドラインということでもありますし、専門委員会を活用してということもありますので、規定の関係は農政専門委員会ということになりますので、農政専門委員会の方で事務局案をたたいてもらって総会に諮っていく形をとりたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（山田会長）

私も現地確認にはいきましたので、金田委員の建ぺい率の話があり、事務局から説明を受けましたが、皆さんにも話してもらえればと思いますので事務局から説明をお願いします。

事務局（岡部事務局次長）

建ぺい率の状況についてお話しさせていただきます。県許可時代の太陽光については概ね 28.9%、市許可になってからは 30.2%。因みに今回の太陽光パネルについては、29.6%という状況です。

議長（山田会長）

一般的にも建ぺい率が低い状況の中で、ガイドラインを作成したらという金田委員さんからのご提案と事務局からの進め方の提案でした。事務局から農政専門委員会でガイドラインについて検討していくことの提案がありましたが、皆さんいかがでしょうか。承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手と確認をさせていただきました。それでは事務局、及び農政専門委員会の委員の皆様はよろしくお願いします。

議長（山田会長）

次に日程第３「議案第３号　農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書３７ページをお開きください。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、３８、３９ページ、公図は、４０，４１ページで、土地利用計画図は、４２、４３ページをご覧ください。変更内容は、期間延長でございます。

総会議案書４３ページをお開きください。本案件の目的は、特定建築条件付売買予定地４区画でございますが、現在、住宅３は、完成しており、住宅１、住宅２については、申請者が、建売住宅を建築中ではございますが、議案書記載の理由により、工事期間内での完成は、困難な状況となっております。また、残りの住宅４については、令和４年１０月２３日に不動産売買契約が締結されておりますが、こちらも、工事期間内での完成は、困難な状況でございます。通常の工事期間の延長については、軽微の変更でございますので、専決にて、承認し、承認書交付後、総会に報告しておりますが、この度は、次の理由により議案とさせていただきました。

特定建築条件付売買予定地は、事務取扱要領にて３つの要件をすべて満たす必要がございますが、その中の１つに、「農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地のすべてを販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。」がございます。そのため、申請時に、申請者からは、令和４年４月３０日を期限として、販売出来なかった残余の土地に、申請者が自ら住宅を建設する旨が記載された確約書が提出されておりましたが、住宅４については、変更理由にもありますとおり、契約交渉中であったことから、特定建築条件付売買予定地としての販売を継続したことが、変更の一因となっているためです。

結果として、住宅４については、不動産売買契約に至っていること、あらかじめ、農業委員会への報告をおこなわなかったことの、謝罪及び今後の手続きの遵守が記載された書面が提出されていることから、引き続き、特定建築条件付売買予定地として整備することを認め、この度の期間延長については、承認相当が妥

当であるとの判断に至っております。なお、不動産売買契約締結後、３箇月以内に建築請負契約の締結に至らなかった場合には、申請者において、建売住宅を建築することとなります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、１番の案件につきまして、議席番号５番　田﨑育子、報告をお願いいたします。

田﨑育子委員

５番の田﨑です。１１月８日、農業委員２名、事務局職員２名で現地確認に参りました。

申請地は、済生会病院から農免道路沿いに500m位の場所にあります。事務局の説明のとおり、特定条件付き売買予定地の計画ですが、４区画のうち家が完成されているところが１区画、２区画は建築中、１区画は手が付けられていませんでした。期限までにできなかった理由書をはじめ、申請に必要な書類が添付され事業計画変更承認申請がなされたものです。致し方ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第３号 農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更の承認について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第４「議案第４号　農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

ご説明いたします。

本議案は、山口県知事に許可された案件を変更するもので、農業委員会は、意見決定し、その旨を、山口県知事に進達するものでございます。

それでは、ご説明いたします。総会議案書４４ページをお開きください。

１番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、４５、４６ページ、公図は４７ページで、変更前の土地利用計画図は、４８ページ、変更後の土地利用計画図は、４９ページをご覧ください。変更内容は、土地利用計画と工事期間の延長でございます。現在、２３棟が完成しておりますが、議案書記載の理由により、建売住宅Ｅタイプ１棟を、通常の住宅サイズＡタイプ２棟に変更し、工事期間の延長を行うものでございます。

４４ページに戻りまして、２番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、５１、５２ページ、公図は５３ページで、変更前の土地利用計画図は、５４ページ、変更後の土地利用計画図は、５５ページをご覧ください。変更内容は、土地利用計画と工事期間の延長でございます。議案書記載の理由により、土地利用計画を変更し、工事期間の延長を行うものでございます。

どちらの案件についても、申請者からは、この度の事業計画変更により、承認後の工事の期間内での事業完了は、確実であるとの報告を受けております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いたします。

それでは、１番の案件につきまして、議席番号２番　新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

２番の新久保です。1 番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。

１１月７日に、農業委員２名と事務局２名で現地調査を行いました。
本件は、平成２９年に建売住宅２５棟を建築する計画で転用許可を受けております。令和３年に建売住宅２５棟の計画に対して２４棟の計画に変更承認申請したものでしたが、資材の高騰等の理由によりまして、計画が困難となったため、計画をもとに戻し、建売住宅２４棟を２５棟にする土地利用計画の変更と、これに伴う工事期間の延長です。
現地確認時は、他の２３棟は既に完成されていました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）
続きまして、２番の案件につきまして、議席番号１７番　岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員
１７番の岩本です。２番の案件について報告いたします。すぐる１１月４日、農業委員２名と事務局職員１名で現地を調査いたしました。
令和元年６月に太陽光発電設備設置について転用許可された案件について、土地利用計画の変更と期間延長について申請があったものですが、隣接地の所有者が行方不明で境界の確定ができなかったため、隣接地に影響がないように境界付近から4mほど下げてパネルの設置を再検討したため、当初のレイアウトから変更することとなったものです。また、境界の確定を前提に事業を進めていたため、時間を消化してしまい、期間延長も同時に申請がありました。この度の変更につきましては致し方ないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）
事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
それでは、「議案第４号　農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」は、「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「承認相当」とすることと決しま

したので、その旨の意見を付して山口県知事に送付します。

議長（山田会長）

次に日程第５「議案第５号 現況確認について」をお諮りします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

総会議案書５６ページをお開きください。

１番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑１筆、面積は、６２８㎡で、申請地の位置図は、５７、５８ページ、公図は５９ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から南西へ約１．７ｋｍに位置する土地でございます。

令和４年１１月４日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員１名で現地調査を行いました結果、議案書にも記載しておりますが、大部分は、雑草で、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第５条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いたします。

それでは、１番の案件につきまして、議席番号１８番　有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

１８番の有田です。１番の案件について補足説明をいたします。１１月４日、農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名と事務局職員１名で現地を調査いたしました。

申請地の法面には、若干の木や竹が生えていたものの、ほとんどは、カヤ、セイタカアワダチソウが生えている状態で、山林化しておらず、農地と判断をいたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑は、ございませんか。

　ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
　「議案第５号 現況確認について」、１番の案件については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

　全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）
　次に、日程第６「議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。
　なお、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に、議席番号１１番　河本隆一委員が該当していますので、河本委員は退席をお願いいたします。

（河本委員　退席）

　事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）
　ご説明いたします。総会議案書６０ページをお開きください。
　１番、この案件は、令和４年１１月２１日公告予定分に係る決定でございます。
　詳細につきましては、６１ページの「１．農用地利用集積計画一覧表（令和４年１１月２１日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第６号関係資料①」の１ページから３ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。
　６０ページに戻りまして　２番、この案件は、令和４年１２月１日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、６２、６３ページの「２．農用地利用集積計画一覧表（令和４年１２月１日公告予定分）」をご覧ください。
　６２ページの案件は、利用権に係る決定です。別紙「議案第６号関係資料②」の１ページから３ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。
　６３ページの案件は、所有権移転に係る決定です。農地の所在、対価等は一覧表に記載のとおりです。売買による所有権移転です。
　いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たし

ていると考えられます。
　以上でございます。

議長（山田会長）
　事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

　ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
　それでは、「議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

　全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。
　それでは河本委員は着席をお願いします。

（河本委員　着席）

議長（山田会長）
　次に日程第７「議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。
　それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）
　ご説明いたします。
　総会議案書６４ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。
　１番、内容につきましては、６５ページの「１．農用地利用配分計画（案）（下関区域分）」と、６６ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。別紙「議案第７号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。
　本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられます。
　以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第８号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第８「報告第１号」から、日程第１９「報告第１２号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書６７から７１ページ、報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」は、２０件ございました。

７２ページ、報告第２号「農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

７３ページ、報告第３号「農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更の承認について」番号２番については、議案書送付後に書類不備が判明し、専決しておりませんので、本議案書から削除いただき、専決後の総会にて、改めてご報告させていただきます。番号 1 番については、簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

８５から８６ページ、報告第４号「農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出について」は、6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

８７ページ、報告第５号「農地法施行規則第５３条の規定による転用届出につ

いて」は、１件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。
８８ページ、報告第６号「農地造成完了届について」は、１件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。
８９から９１ページ、報告第７号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が１０件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
９２から９５ページ、報告第８号「農地の転用事実に関する証明について」は１６件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。
９６から９７ページ、報告第９号「令和４年度第７回総会議案３号の審議案件の訂正について」は、３件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。申し訳ございませんでした。
９８から９９ページ、報告第１０号「農地法第５条第１項による許可案件の現地確認の報告について」は４件でございます。転用目的が、資材置場及び貸資材置場で許可された４件について、農業委員による現地確認を行っております。内容につきましては、記載のとおりでございます。
１００ページ、報告第１１号「農地利用最適化推進委員への女性登用に向けた要望について」ですが、併せて別紙をご確認ください。去る１０月２０日、山口県農業委員会女性協議会会長より、同協議会の西部ブロック研修会において、山田会長へ農地利用最適化推進委員への女性登用に向けた要望書が提出されましたのでご報告いたします。
１０１ページ、報告第１２号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（県農業会議）について」ですが、併せて別紙をご確認ください。８月の総会で承認いただき下関市意見を提出した「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」について、山口県農業会議より県内意見を取りまとめた「意見書」が送付されたためご報告いたします。なお、１０月１７日に自民党山口県支部連合会へ提出、１１月１８日に山口県知事に対して意見書の提出を予定しているとのことです。
以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）
事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告第１号から第１２号につきまして、ご意見、ご質問等ございま

せんか。

議長（山田会長）

　先ほど報告がありましたが、１０月２０日の山口県農業委員会の女性協議会に出席させていただき、その中で要望書をいただきまして、女性の登用を検討してほしいとの要望でしたので、私もできる限り努力していくとのお話をしました。

　よろしいでしょうか。

議長（山田会長）

　他にないようですので、以上をもちまして「令和４年度８回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻１０時２８分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長..

署名委員..

署名委員..